

## 議案第 13 号

# 令和 2 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	23,529,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	128,700,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	135,163,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	66,909,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	54,398,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,448,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	33,176,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	8,417,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,253,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,123,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	2,695,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,788,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	283,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	791,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	12,426,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,453,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所  
計

51,319,000 キロワットアワー  
558,871,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
築川発電所建設事業	盛岡市地内	804,116 千円	水車発電機等製作据付工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	7,495,377 千円
第1項 営業収益	5,918,090 千円
第2項 附帯事業収益	1,353,678 千円
第3項 財務収益	117,391 千円
第4項 事業外収益	106,218 千円

支 出

第1款 電気事業費用	6,116,665 千円
第1項 営業費用	4,531,428 千円
第2項 附帯事業費用	1,218,618 千円
第3項 財務費用	32,847 千円
第4項 事業外費用	328,772 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,352,593 千円は、過年度分損益勘定留保資金 718,961 千円、減債積立金 476,407 千円、建設改良積立金 734,255 千円、中小水力発電開発改良積立金 135,892 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 26,890 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 102,738 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

157,450千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	49,008千円
第1項 負 担 金	23,348千円
第2項 長 期 貸 付 金 償 還 金	25,240千円
第3項 雑 収 入	420千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,401,601千円
第1項 建 設 費	804,116千円
第2項 改 良 費	986,432千円
第3項 電 源 開 発 費	18千円
第4項 企 業 債 償 還 金	476,407千円
第5項 繰 出 金	129,628千円
第6項 予 備 費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第二発電所主要設備更新工事	令和2年度から令和8年度まで	3,465,000千円
胆沢第二発電所放流警報装置更新工事	令和2年度から令和3年度まで	95,000千円
仙人発電所2号ランナ新製工事	令和2年度から令和4年度まで	129,000千円
仙人発電所天井クレーン補修工事	令和2年度から令和3年度まで	57,000千円
施設総合管理所集中監視制御システム改修工事	令和2年度から令和3年度まで	8,000千円

入畑発電所主要設備更新 工事	令和2年度から令和7年度まで	1,683,000千円
-------------------	----------------	-------------

稲庭高原風力発電所再開 発工事	令和2年度から令和3年度まで	1,328,000千円
--------------------	----------------	-------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,255,277千円
---------------	-------------

(2) 交 際 費	305千円
-----------	-------

令和2年2月14日提出

岩手県知事 達 増 拓 也